



いよいよ梅雨明けも近づき夏本番も迫っています。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

① 労働安全衛生法施行令等の改正に関する意見募集（厚生労働省）

厚生労働省は、労働安全衛生法施行令等の一部及び労働安全衛生規則の一部を改正する政省令に対する意見募集を開始した（7月20日まで）。政省令案では、労働安全衛生法のラベル表示・SDS交付等の義務対象物質に係る規定方法の変更等が示されている。

[もっと詳しく☞](#)

[e-gov（「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」、「労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」及び「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」に関する御意見の募集について）](#)

② 令和5年度第1回化学物質管理に係る専門家検討会の開催（厚生労働省）

令和5年6月8日、第1回化学物質管理に係る専門家検討会が開催された。本会合では、化学物質による労働者の健康障害防止を目的として、労働安全衛生規則に基づくばく露の上限濃度の基準等について検討される。

[もっと詳しく☞](#)

[厚生労働省（令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会）](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① POPs条約対象物質への新規提案に関する意見募集（ECHA）

ECHAは、オクタメチルシクロテトラシロキサン(D4)、デカメチルシクロペンタシロキサン(D5)及びドデカメチルシクロヘキサシロキサン(D6)について、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)の附属書B(制限)への追加を提案するための提案書草案を公開し、意見募集を開始した(10月8日まで)。これらの物質は建設業(シーラント、塗料等)や自動車(部品及び潤滑油)等の様々な分野で使用されている。D4は過去にもEUでPOPs条約附属書への追加に向けた提案書提出の動きがあったが、最終的な提出に至らなかった。

[もっと詳しく☞](#)

[ECHA \(Proposals for new POPs\)](#)

② REACH 認可対象物質の候補リストに2物質を追加（ECHA）

2023年6月14日、新たに高懸念物質(SVHC)としてジフェニル(2,4,6-トリメチルベンゾイル)ホスフィンオキシド及びビス(4-クロロフェニル)スルホンがREACHの認可対象物質候補リスト(Candidate list)に追加された。今回の追加でSVHCは合計235物質群となった。

[もっと詳しく☞](#)

[ECHA \(ECHA adds two hazardous chemicals to Candidate List\)](#)

③ REACH 規則附属書 XVII (制限対象物質) に24物質を追加（欧州委員会）

欧州委員会がREACH規則の附属書XVII(制限対象物質)の追加/修正に関する委員会委任規則(EU)2023/1132を公布し、第18次ATP(技術的進歩のための適応化)でCMR(発がん性、変異原性、生殖毒性)区分1A又は1Bに分類された24物質が附属書XVIIに追加された。この制限は2023年12月1日から適用される。

[もっと詳しく☞](#)

[EUR-Lex \(Commission Regulation \(EU\) 2023/1132\)](#)

④ UV-328等4物質の制限提案に向けた情報募集（ECHA）

ECHAは、REACH規則第69条2項に従い、ベンゾチアゾール系紫外線吸収剤であるUV-328、UV-327、UV-350及びUV-320の4物質について、これらの物質の成形品への使用が人の健康や環境に及ぼす影響を検討するための審査報告書作成に向けた意見及び情報提供の募集を開始した(8月18日まで)。

[もっと詳しく☞](#)

[ECHA \(Current calls for comments and evidence\)](#)

⑤ パークロロエチレン(テトラクロロエチレン)のTSCAリスク管理規則案を発行（米国EPA）

米国EPAは、有機溶剤として広く用いられているパークロロエチレン(テトラクロロエチレン)のTSCAリスク管理規則案を正式に発行し、60日間の意見募集を開始した(8月15日まで)。

[もっと詳しく☞](#)

[Federal Register \(Perchloroethylene \(PCE\); Regulation Under the Toxic Substances Control Act \(TSCA\)\)](#)

特集：EU CLP 規則の最新動向

～移動性 (Mobility) とは？～

本号では、EUのCLP規則を修正する欧州委員会委任規則 ((EU) 2023/707) において新たに追加された危険有害性クラス (2025年5月1日から順次施行) のうち、「残留性、移動性、毒性 (PMT)」、「極めて高い残留性及び移動性 (vPvM)」の評価に導入された移動性 (Mobility) について紹介します。

移動性 (Mobility) とは？

移動性 (Mobility) は、log Koc (土壌吸着係数) (土壌、汚泥、堆積物などに物質が吸着する能力を反映する係数) に基づき評価されます。Kocは有機炭素-水分配係数であり、log Kocが低いことは、土壌などに含まれる有機炭素への吸着性が低く、地下水などへの移動性が高いことを意味します。

PMT/vPvMが危険有害性クラスに追加されたのは何故？

PMT及びvPvM物質は、高い残留性に加えて高い移動性を有する物質であり、飲料水を含む水循環に入り込むと回収することが難しいとされます。環境を介して動物も人も累積的にばく露される懸念があることからCLP規則の危険有害性クラスに追加されました。

移動性 (Mobility) の評価基準は？

PMT及びvPvMの評価基準のうち残留性 (P)、毒性 (T) の基準は、従来よりREACH規則においてPBT/vPvBの評価に用いられている基準と同じです。一方、移動性 (Mobility) は、今回のCLP規則の改訂により、評価基準がEUの法規制上に初めて明記されました。CLP規則におけるM/vMの評価基準は以下の通りです。

- **log Koc < 3** : M (移動性が高い) の基準を満たす
(イオン性物質の場合、pH4~9における最小 log Koc < 3)
- **log Koc < 2** : vM (非常に移動性が高い) の基準を満たす
(イオン性物質の場合、pH4~9における最小 log Koc < 2)

M/vMの評価の際に考慮すべき情報として、CLP規則では吸着試験の結果のほか、適合性があり信頼できるその他の情報 (浸出、モデリング、モニタリング研究からの情報など) が示されています。なお、CLP規則附属書I 1.1.1項に従って専門家判断を踏まえた証拠の重み付け (Weight of Evidence) を適用する場合には、カテゴリーアプローチや構造活性相関 (SAR) による情報も含めた総合評価が必要とされています。

**CERIは最新のCLP規則に対応したEU向けSDS、ラベルの見直し・更新をお手伝いします。
お気軽にお問い合わせください。**

～次号では、内分泌かく乱作用についてご紹介します～

お知らせ

○ 化学工業日報社セミナー

下記のオンラインセミナーにて、本機構の職員が講師を務めます。

◆ 日米欧における有機フッ素化合物 (PFAS) の規制動向と今後の展望 (田辺職員)

開催日時：2023年8月7日 (月) 13:30~16:00 (8月19日~25日 オンデマンド配信あり)

☞ セミナー詳細 ([ライブ配信](#) / [オンデマンド配信](#))

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。



安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当：茅島、田辺)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp